

令和2年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日（火）、夏のボーナス（令和2年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.22月相当であり、一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約680,100円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額）約680,100円

支給月数	2.22月	（昨年2.195月）
平均給与額	約306,300円	（昨年約309,400円）
（俸給＋扶養手当＋地域手当等）		

平均年齢 35.0歳（昨年35.5歳）

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（平成31年国家公務員給与等実態調査（人事院））によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当額は、約679,100円であり、本年は約1,000円（約0.1%）増加しています。これは、

- ① 職員の平均年齢の低下（35.5歳→35.0歳）等により平均給与額が減少した一方、
- ② 昨年の人事院勧告に基づく給与法の改正により、支給月数が0.025月引き上げられた（2.195月→2.22月）こと

によるものです。

(参考) 主な特別職等の令和2年6月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約577万円	約404万円
国 務 大 臣	約421万円	約337万円
(一般職) (事務次官	約328万円	
局長クラス	約250万円	
最高裁長官	約577万円	
衆・参両院議長	約535万円	
国 会 議 員	約319万円	

(注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.7月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、令和元年12月2日から令和2年6月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和元年9月11日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 中嶋、清水、深井

特別職担当: 北浦、寺崎、古川

電 話: (直通) 03-6257-3759

FAX: 03-3502-0604